

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月8日

【四半期会計期間】 第82期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）

【会社名】 アイダエンジニアリング株式会社

【英訳名】 AIDA ENGINEERING, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 会田 仁一

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042(772)5231(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 鶴川 裕光

【最寄りの連絡場所】 神奈川県相模原市緑区大山町2番10号

【電話番号】 042(772)5231(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部長 鶴川 裕光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第81期 第2四半期 連結累計期間	第82期 第2四半期 連結累計期間	第81期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	37,468	31,768	75,529
経常利益 (百万円)	5,055	3,587	8,364
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	3,386	2,596	5,782
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,863	231	3,434
純資産額 (百万円)	67,186	67,054	68,758
総資産額 (百万円)	105,864	94,001	100,609
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	54.94	42.10	93.78
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	54.78	42.02	93.54
自己資本比率 (%)	63.3	71.2	68.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	285	1,634	6,596
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,254	△2,196	△5,655
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△474	△1,947	915
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	26,085	25,199	29,524

回次	第81期 第2四半期 連結会計期間	第82期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	29.99	26.07

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済については、中国等の新興国経済の低迷が続く中、米州や欧州を中心に先進国経済が堅調に推移し全体としては緩やかな回復を辿りましたが、昨今の英国のEU離脱問題や先進国経済の減速懸念等により、下振れリスクが一層拡大している状況です。国内経済については、国内消費が依然として力強さを欠くとともに、円高や海外経済の減速のあおりで外需も伸び悩んでおり、先行きの不透明感が強まっています。

鍛圧機械製造業界におきましては、国内・海外向けの受注が減少し、当第2四半期連結累計期間の受注は前年同期比20.6%減の62,159百万円（一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 プレス系機械受注額）となりました。

このような状況の下、当社グループは平成27年連結会計年度より開始した中期経営計画の最終年度を迎える、「環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として深化・追求する」というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、事業基盤の強化と収益拡大に取り組んでおります。当第2四半期連結累計期間においても、人財強化や生産能力向上等、事業基盤強化に努めるとともに、販売・サービスの面ではグループ各社がグローバルに連携し、受注獲得に傾注してまいりました。

当第2四半期連結累計期間の受注高については、国内・海外共に減少し、25,919百万円（前年同期比40.3%減）となり、受注残高は46,029百万円（同20.5%減）となりました。売上高は、円高による海外売上高の円貨換算額の目減りと、日本とアジアにおける自動車関連向けプレス機売上減少の影響により、前年同期比15.2%減の31,768百万円となりました。利益面では、減収と円高の影響で営業利益が3,325百万円（同21.4%減）となり、経常利益は前年度に円安の影響で計上した為替差益が剥落したことにより3,587百万円（同29.0%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,596百万円（同23.3%減）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

日本：自動車関連向け中・大型プレス機の売上が減少し、売上高は19,438百万円（前年同期比12.8%減）となり、セグメント利益は減収の影響で、1,795百万円（同19.0%減）となりました。

アジア：自動車関連向け売上の低迷により、売上高は7,334百万円（前年同期比34.9%減）となり、セグメント利益は減収等の影響により662百万円（同49.5%減）となりました。

米州：プレス機売上、サービス売上とも堅調に推移し、売上高は現地通貨ベースで前年同期比0.6%増となりましたが、円高の影響により円貨換算では前年同期比12.8%減の8,668百万円となり、セグメント利益についても現地通貨ベースでは前年同期比6.7%増のところ、円貨換算で前年同期比8.2%減の709百万円となりました。

欧州：中・大型プレス機の工事進行基準売上やサービス売上の増加により、売上高は現地通貨ベースで前年同期比8.3%増となりましたが、円高の影響により円貨換算では前年同期比6.1%減の6,326百万円となり、セグメント利益は原価や販管費の低減等により126百万円（前年同期はセグメント損失191百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、資金という)は、前連結会計年度末と比べ4,324百万円減少し25,199百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

営業活動により取得した資金は1,634百万円(前年同期は285百万円の収入)となりました。主な要因は、収入として税金等調整前四半期純利益3,574百万円、減価償却費979百万円、支出として売上債権の増加1,601百万円、たな卸資産の増加933百万円、法人税等の支払額854百万円であります。

投資活動により使用した資金は2,196百万円(前年同期は2,254百万円の支出)となりました。主な要因は、支出として定期預金の預入れ1,093百万円、有形及び無形固定資産の取得1,304百万円であります。

財務活動により使用した資金は1,947百万円(前年同期は474百万円の支出)となりました。主な要因は、支出として配当金の支払額1,944百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経営のノウハウや、各取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短期間の間に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のこと考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められるものもないとは言えません。当社は、係る買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策を取ることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記3)に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは「成形システムビルダとしてグローバルに発展し、人と社会に貢献する企業であり続ける」ことを企業理念として掲げております。

この企業理念に従い、当社グループは、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内4ヶ所の生産拠点に加え、海外では米国、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

平成26年度よりスタートした中期経営計画(平成27年3月期～平成29年3月期)においては、『環境・省エネをモノづくりから支えるグローバル先進企業として、深化・追求する』というビジョンのもと、①更なる事業拡大を実現する基盤の構築、②グローバル市場におけるトップブランドの確立、③素形材成形の新技術追求、という3つの重要指針を掲げ、中長期的な成長を持続するための更なる事業基盤の強化及び収益の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主全体の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、係る取組みは、当社グループの価値を向上させるものであるため、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注1)の買付行為、又は(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(注2)(以下「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)を対象とする大規模買付ルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針(以下「本対応方針」といいます)を採用することを決議し、平成28年6月28日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、係る情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し、公表いたします(注3)

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断され、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、平成28年5月12日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」(当社ホームページ：<http://www.aida.co.jp>)をご参照ください。

(注1) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(注2) いざれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものと除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

(注3) 必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に對し代替案の提示も行います。

4) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

①本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、係る大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方によつて設計されたものであると言えます。

②本対応方針が株主共同利益を損なうものではないこと

上記1)記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、係る会社支配に関する基本方針の考え方によつて設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

③本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は係る本対応方針の規定に従つて行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合等、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮詢し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は507百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,149,000
計	188,149,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	73,647,321	73,647,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	73,647,321	73,647,321	—	—

(注) 「提出日現在の発行数」には、平成28年11月1日からこの四半期報告書提出日までに新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年9月13日	
新株予約権の数（個）	25	
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1	25,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1	
新株予約権の行使期間	自平成28年9月30日 至平成58年9月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 2	発行価格 671.07 資本組入額 336
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、募集新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日間に限って募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成57年9月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成57年9月30日から平成58年9月29日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

4 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

(注) 5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

5 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)のいづれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として謙渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として謙渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月30日	—	73,647	—	7,831	—	12,425

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
第一生命保険(株)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	4,000	5.43
資産管理サービス信託銀行(株) (信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	3,385	4.60
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,533	3.44
明治安田生命保険(相)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,516	3.42
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	2,179	2.96
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,992	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,777	2.41
RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/ TREATY RATE UCITS-CLIENTS ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行(株))	14 PORTE DE FRANCE, ESCH-SUR-ALZETTE, LUXEMBOURG, L-4360 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,750	2.38
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,684	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,603	2.18
計	—	23,421	31.80

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数は信託業務に係る所有株式数であります。

2 上記のほか自己株式が8,570千株あります。

3 資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)は、株式給付信託(J-ESOP)における当社株式の再信託先であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,956,400	33,859	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 61,610,000	616,100	—
単元未満株式	普通株式 80,921	—	—
発行済株式総数	73,647,321	—	—
総株主の議決権	—	649,959	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式19株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アイダエンジニアリング㈱	神奈川県相模原市 緑区大山町2番10号	8,570,500	3,385,900	11,956,400	16.23
計	—	8,570,500	3,385,900	11,956,400	16.23

(注) 当社は、「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴い、平成22年12月1日付けで自己株式3,400,000株を資産管理サービス信託銀行㈱（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成28年9月30日現在において信託E口が所有する当社株式（3,385,900株）を自己株式数に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員 (サービス本部長)	取締役常務執行役員 (管理本部長)	増田 健	平成28年6月29日

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,529	19,243
受取手形及び売掛金	20,105	18,706
電子記録債権	397	716
有価証券	7,200	7,000
製品	1,473	1,202
仕掛品	9,332	9,866
原材料及び貯蔵品	2,624	2,403
繰延税金資産	1,049	844
その他	4,376	4,708
貸倒引当金	△186	△171
流動資産合計	68,903	64,520
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	21,650	21,241
減価償却累計額	△14,061	△14,070
建物及び構築物（純額）	7,589	7,171
機械装置及び運搬具	14,096	13,506
減価償却累計額	△7,492	△7,503
機械装置及び運搬具（純額）	6,604	6,003
土地	5,062	5,014
建設仮勘定	779	825
その他	2,798	2,662
減価償却累計額	△2,177	△2,122
その他（純額）	620	540
有形固定資産合計	20,656	19,555
無形固定資産	984	864
投資その他の資産		
投資有価証券	5,802	5,924
保険積立金	3,390	2,152
退職給付に係る資産	435	488
繰延税金資産	155	155
その他	308	366
貸倒引当金	△26	△26
投資その他の資産合計	10,064	9,061
固定資産合計	31,705	29,481
資産合計	100,609	94,001

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,882	5,372
電子記録債務	1,828	2,269
短期借入金	3,163	2,809
未払金	1,070	805
未払法人税等	1,235	1,170
前受金	7,738	5,393
製品保証引当金	1,081	955
賞与引当金	1,117	1,000
役員賞与引当金	60	51
受注損失引当金	161	124
圧縮未決算特別勘定	126	41
その他	2,473	1,921
流動負債合計	26,940	21,915
固定負債		
長期借入金	1,500	1,500
長期未払金	496	593
繰延税金負債	2,261	2,294
株式給付引当金	238	257
退職給付に係る負債	99	108
その他	314	277
固定負債合計	4,911	5,031
負債合計	31,851	26,947
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,831	7,831
資本剰余金	12,416	12,420
利益剰余金	48,783	49,428
自己株式	△5,166	△5,158
株主資本合計	63,864	64,520
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,043	3,123
繰延ヘッジ損益	159	337
為替換算調整勘定	1,211	△1,409
退職給付に係る調整累計額	333	331
その他の包括利益累計額合計	4,748	2,382
新株予約権	145	151
純資産合計	68,758	67,054
負債純資産合計	100,609	94,001

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	37,468	31,768
売上原価	28,475	23,959
売上総利益	8,993	7,809
販売費及び一般管理費	※ 4,759	※ 4,483
営業利益	4,233	3,325
営業外収益		
受取利息	46	31
受取配当金	79	75
養老保険満期償還益	28	60
保険解約返戻金	6	117
為替差益	679	—
その他	34	45
営業外収益合計	875	330
営業外費用		
支払利息	18	21
為替差損	—	15
その他	34	31
営業外費用合計	53	68
経常利益	5,055	3,587
特別利益		
固定資産売却益	3	2
特別利益合計	3	2
特別損失		
固定資産売却損	2	0
固定資産除却損	2	16
特別損失合計	5	16
税金等調整前四半期純利益	5,054	3,574
法人税、住民税及び事業税	1,190	783
法人税等調整額	477	193
法人税等合計	1,667	977
四半期純利益	3,386	2,596
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,386	2,596

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
四半期純利益	3,386	2,596
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△208	79
繰延ヘッジ損益	163	177
為替換算調整勘定	△1,461	△2,621
退職給付に係る調整額	△16	△1
その他の包括利益合計	△1,523	△2,365
四半期包括利益	1,863	231
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,863	231

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,054	3,574
減価償却費	960	979
貸倒引当金の増減額（△は減少）	87	4
製品保証引当金の増減額（△は減少）	△283	△52
賞与引当金の増減額（△は減少）	△147	△85
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	8	△9
受注損失引当金の増減額（△は減少）	32	△23
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△0	21
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△47	△48
株式給付引当金の増減額（△は減少）	17	18
受取利息及び受取配当金	△126	△106
支払利息	18	21
有形固定資産売却損益（△は益）	△0	△2
固定資産除却損	2	16
売上債権の増減額（△は増加）	△2,921	△1,601
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,315	△933
仕入債務の増減額（△は減少）	△893	75
その他の資産の増減額（△は増加）	693	942
その他の負債の増減額（△は減少）	193	△803
その他	253	420
小計	1,586	2,406
利息及び配当金の受取額	124	105
利息の支払額	△14	△22
法人税等の支払額	△1,411	△854
営業活動によるキャッシュ・フロー	285	1,634
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△1,093
定期預金の払戻による収入	98	188
有形固定資産の取得による支出	△1,599	△1,276
有形固定資産の売却による収入	24	12
無形固定資産の取得による支出	△78	△27
投資有価証券の取得による支出	△100	—
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,254	△2,196
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,477	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△7	△2
自己株式の取得による支出	△1	△0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△1,943	△1,944
財務活動によるキャッシュ・フロー	△474	△1,947
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,429	△1,816
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△3,872	△4,324
現金及び現金同等物の期首残高	29,958	29,524
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 26,085	※ 25,199

【注記事項】

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主なものは、下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給料及び手当	1,231百万円	1,109百万円
賞与引当金繰入額	372	351
福利厚生費	310	294
旅費交通費	297	252
減価償却費	246	267
技術研究費	328	403
報酬謝礼費	214	247

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	19,460百万円	19,243百万円
預入期間が3か月超の定期預金	△574	△1,044
有価証券(預入期間が3か月以内の譲渡性預金)	7,200	7,000
現金及び現金同等物	26,085	25,199

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,950	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金101百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,951	30.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 上記の配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金101百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	12,457	9,127	9,528	6,355	37,468	—	37,468
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,823	2,144	415	383	12,767	△12,767	—
計	22,281	11,271	9,943	6,738	50,235	△12,767	37,468
セグメント利益 又は損失 (△)	2,216	1,313	772	△191	4,110	122	4,233

(注) 1 売上高の調整はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益又は損失の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	アジア	米州	欧州	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	10,849	6,215	8,536	6,167	31,768	—	31,768
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,588	1,119	131	159	9,999	△9,999	—
計	19,438	7,334	8,668	6,326	41,767	△9,999	31,768
セグメント利益	1,795	662	709	126	3,293	31	3,325

(注) 1 売上高の調整はセグメント間取引高の消去額であり、セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去に伴う調整額であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行ております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成27年 9月 30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4月 1 日 至 平成28年 9月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	54円94銭	42円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,386	2,596
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,386	2,596
普通株式の期中平均株式数 (千株)	61,646	61,682
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	54円78銭	42円02銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	172	117
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 「(1) 1 株当たり四半期純利益金額」及び「(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額」の算定上の基礎の「普通株式の期中平均株式数」においては、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(前第 2 四半期連結累計期間3,390,300株、当第 2 四半期連結累計期間3,385,900株)を自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」は、当該株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月8日

アイダエンジニアリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 杉本義浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤祐暢 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイダエンジニアリング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイダエンジニアリング株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。